

基本財産処分、担保提供承認手続き

社会福祉法人にとって資産は、法人の成立要件となっています。（法第25条）

その資産のうち、法人が目的とする社会福祉事業と密接な関係にある財産をその法人の存立の基盤となる基本財産として、その他の財産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）と会計上区分して扱うこととし、厳重な管理と、本来の目的以外の理由でこれを消費することの防止を図っています。

ただし、目的遂行上必要やむを得ない場合に限り、事前に所轄庁（東三河広域連合長）の承認を得てこれを処分することができます。

この基本財産に対する制限は、財産の経済的価値を減少させることとなるすべての行為に対するものであり、取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定だけでなく、抵当権その他の担保物件をこれに設定することも含まれます。

また、会計上、基本財産を運用財産等のその他の財産に移し替えるような場合も、基本財産の処分にあたるため、所轄庁の承認が必要となります。

1 例外的に承認申請の省略可能な場合（ただし、事前にご相談ください。）

(1) 基本財産処分の承認を省略してよい場合

- ① 社会福祉施設の改築にあたって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合
- ② 施設の建て増しを行おうとする場合で、財産処分の内容が境界となる壁の取り壊し等にとどまり、建物の基本的形状には変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しない場合

(2) 基本財産担保提供の承認を省略してよい場合

定款に、以下の担保提供の場合には所轄庁の承認は必要ない旨を定めていれば、省略可能。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。

根拠

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知（以下「局長通知」という。）」

別紙2 社会福祉法人定款例

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- （1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

1 法人基本財産の処分の承認

・ 期限

基本財産の処分が必要となった時点（計画が固まった段階）で

・ 概要、手続き等

- (1) 評議員会及び理事会の承認（定款に定められた意思決定の手続が必要。）
- (2) 「基本財産処分承認申請書」（※ア）を東三河広域連合長あてに、必要な書類（別紙 一覧表参照）とともに提出する。
- (3) 東三河広域連合長の承認があった後、当該財産を処分した時点において速やかに定款変更認可申請（基本財産減）の手続をとり、定款変更の認可を受ける。

※ア 社会福祉法人の認可について 別記第1の様式第5（局長通知）

・ 提出部数

2部（うち1部は承認後、承認書に綴じて返送されます。）

・ 提出先

東三河広域連合 福祉事業部 監査指導課

2 法人基本財産の担保提供の承認

・期限

基本財産の担保提供が必要となった時点（計画が固まった段階）で

・概要、手続き等

基本財産の担保提供は、基本財産の処分とは異なり定款の変更を伴うものではありませんが、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、処分の場合と同様理事会及び評議員会の同意を得、かつ東三河広域連合長の承認を得なければなりません。

手続きについては下記のとおり行ってください。

(1) 評議員会及び理事会の承認（定款に定められた意思決定の手続が必要。）

(2) 「基本財産担保提供承認申請書」（※イ）を東三河広域連合長あてに、必要な書類（別紙 一覧表参照）とともに提出し、承認を得る。

※イ 社会福祉法人の認可について 別記第1の様式第6（局長通知）

・担保提供の承認要件（判断基準）

(1) 目的の妥当性：借入金の目的が社会福祉事業に充てられるものであること。

公益事業や収益事業に伴う債務、あるいは法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に提供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供ではあってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものでなければなりません。

(2) 必要性：基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

国や地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないことなどの理由により、担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がない場合でなければなりません。

(3) 方法の妥当性：適正な償還計画があり、かつ、償還期間中の事業運営に支障が生じないと認められること。また、借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関であること。

当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められなければなりません。

(4) 意思決定の適法性：理事会（及び評議員会）の承認を得ていること。

担保提供に係る意思決定は、当該法人の定款所定の手続きを経なければなりません。

・提出部数

2部（うち1部は承認後、承認書に綴じて返送されます。）

・提出先

東三河広域連合 福祉事業部 監査指導課

●基本財産への根抵当権の設定

根抵当権は、あらかじめ一定の限度額を定めておき、将来確定する債権を限度額の範囲内で担保する抵当権であり、具体的な必要性が認められないため、基本財産に根抵当権を設定することはできません。

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	
申 請 年 月 日		
基本財産処分の内容		
基本財産を処分する理由		
処分物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続きを経たことを照明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。

基本財産処分承認申請書類一覧

(○印が必要な添付書類)

	区 分	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備 考
1	申 請 書	○	○	○	厚生労働省局長通知 別記第1 様式第5
2	評議員会及び理事会 議 事 録 (写)	○	○	○	当該申請に係る議案も添付 原本証明 (印は不要)
3	財 産 目 録	○	○	○	処分前直近のもの 原本証明 (印は不要)
4	不動産登記事項証明書	○	○	—	処分物件、3か月以内のもの 写しの場合は原本証明 (印は 不要)
5	残高証明書 (写)	—	—	○	原本証明 (印は不要)
6	不動産の価格評価書 (写)	○	—	—	市町村、銀行発行の評価書又 は不動産鑑定書等 原本証明 (印は不要)
7	売買価格等を証する 書類	○	—	—	売買(交換)仮契約書(写)又 は買取り確約書(写)等 原本証明 (印は不要)
8	売却金等の使途計画 書	○	—	○	
9	施設建設 (改築) 計画書	○	○	○	施設整備を伴う場合に添付
10	図 面	○	○	—	配置図・平面図等 (処分物件 を色分けすること)

- (注) 1 その他必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
2 提出部数は、申請書・添付書類とも正副2部。

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	
申請年月日		
資金 借入 の理 由		
借入金で 行う 事業 の概 要		
資金 計 画		
担保 提供 に係 る借 入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保 物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添附すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 6 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成すること。

基本財産担保提供承認申請書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

区 分		施設建設等及び 不動産購入資金 の借入	運営(運転) 資金の借入	担保物件 の変更	担保物件の 変更(軽易 なもの)	備 考
申 請 書		○	○	○	○	厚生労働省局長通知 別記第1 様式第6
理事会及び評議員会 議事録(写)		○	○	○	○	当該申請に係る議案も添付 原本証明(印は不要)
財 産 目 録		○	○	○	○	申請日直近のもの、原本証明(印は不要)
不動産登記事項証明書		○	○	○	○	担保提供物件(3カ月以内)のもの 写しの場合は原本証明(印は不要)
資 金 計 画 書		○	○	○	○	担保物件の変更の場合は工事等の決算 書でよい
資金計画関係書類	補助金等の決定 (内定)通知書(写)	○	—	○	—	国県、市町村、その他補助機関(自転車 振興会等)の補助金、原本証明(印は不 要)
	助成金等の決定 (内定)通知書(写)	○	—	○	—	共同募金及び各種助成団体の助成金 原本証明(印は不要)
	自己資金の贈与 契約書(写)	○	—	○	—	自己資金に寄附金を予定している場合 のみ、原本証明(印は不要)
	寄 附 者 身分証明書、 印鑑証明書、 残高証明書	○	—	○	—	寄附金額以上の残高証明書(2通以上の 場合日付を統一すること) 原本証明(印は不要)
	決 算 書	○	○	○	—	工事等の前年度の収支計算書、 貸借対照表
	借入金決定通知書 (写)等	○	○	○	—	福祉医療機構、民間金融機関(融資証明) 担保変更の場合は契約書(写)等 原本証明(印は不要)が必要
償 還 計 画 書		○	○	○	○	各年次別の償還額及び財源を明記(他に 借入金がある場合、法人全体のもの)
償還 財源 関係 書類	償還財源贈与 契約書(写)	○	○	○	—	償還金に寄附金を財源とする場合のみ 原本証明(印は不要)が必要
	寄 附 者 身分証明書、 印鑑証明書、 残高証明書	○	○	○	—	寄附者の総所得金額がわかるもの、 保証人も同じ 原本証明(印は不要)が必要
	各種補助要綱等	○	○	○	—	償還金に市町村からの補助金を財源と する場合のみ
工事関係見積書、契約 書(写)		○	—	○	—	設計委託費、初度調弁費がある場合、そ れを含む、原本証明(印は不要)
売買関係見積書、契約 書(写)		○	—	○	—	不動産の売買を予定している場合のみ 原本証明(印は不要)
図 面		○	○	○	○	平面図・立面図・配置図 (担保物件を色分けすること)
事 業 計 画 書		○	○	—	—	借入金で行う事業の計画

- (注) 1 その他必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
2 提出部数は、申請書・添付書類とも正副2部。

根拠

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知（以下「局長通知」という。）」

別紙1 社会福祉法人審査基準

第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

○申請様式等

- ・基本財産処分承認申請：別記第1の様式第5及び基本財産処分承認申請書類一覧に記載されている書類
- ・基本財産担保提供承認申請：別記第1の様式第6及び同様式の基本財産担保提供承認申請書類一覧に記載されている書類

別紙2 社会福祉法人定款例

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。